

## 若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員及び地方議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。この被選挙権については、最高裁判所において被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第15条第1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」との見解が示されている。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満18歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等に関与することができるにもかかわらず、被選挙権年齢は満25歳以上となっている。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満18歳以上が23か国、60.5%と最も多くなっている。日本の衆議院のように25歳以上というのは、5か国、13.2%と少数派となっているのが現状であり、選挙権年齢と被選挙権年齢を満18歳以上に統一している国は過半数を超えている。

近年の議員選挙において無投票、定数割れが増加しており、全国町村議会議長会からは、このような状況が増え続けると仮定した場合、次の統一地方選までには全体の3分の1を超える34.1%の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されている。地域の代表を選出する選挙を持続するためには、被選挙権年齢引下げ等の対策が求められている。

よって、政府においては、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡や、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させている国際的な潮流を踏まえ、被選挙権年齢について満18歳以上に引き下げるとともに、若者の政治参加を促進するため、立候補時の年齢に応じた供託金の見直しや地方議会議員の報酬の在り方、さらには、若者団体の活動の継続に必要な支援等について、抜本的な改革を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

内閣総理大臣  
総務大臣 宛て（各通）  
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津亮一

## 性犯罪の再犯防止の取組に対する支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されている。同取組については、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、都道府県等が主体となって性犯罪の再犯防止に取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難である。そのため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届出のあった情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等との連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届出のあった情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

内閣総理大臣  
法務大臣 宛て（各通）  
厚生労働大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議員 大津 亮 一